

令和4年(厚)第289号

令和6年4月30日

主文

後記「事実」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求承継人による承継前の再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の3記載の原処分を取り消し、従前の障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、これらを「障害給付」という。)の継続支給を求めることである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

- 1 請求人は、脳死左片肺移植後、間質性肺炎、慢性呼吸不全(以下、併せて「本件傷病」という。)による障害の状態が、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める2級の程度に該当するとして、障害等級2級の障害給付の支給を受けていた。
- 2 請求人は、日本年金機構に対し、令和〇年〇月〇日(受付)、国民年金法施行規則第36条の4第1項及び厚生年金保険法施行規則第51条の4第1項の規定による障害の現状に関する診断書として、a病院b科・A医師作成の令和〇年〇月〇日現症に係る同日付け診断書(以下「本件診断書」という。)を提出した。
- 3 厚生労働大臣は、本件診断書を診査した結果、請求人の本件傷病による障害の状態が年金を受け取れる程度ではなく、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、同年〇月分から障害給付の支給を停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。
- 5 請求人は、令和〇年〇月〇日に死亡し、

再審査請求承継人Bが再審査請求の手続を承継した。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 障害年金の支給停止については、国民年金法(以下「国年法」という。)第36条第2項に「障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。・・・」と規定されている。

また、障害厚生年金の支給停止については、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第54条第2項に「障害厚生年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害に該当しない間、その支給を停止する。・・・」と規定されている。

- 2 本件の問題点は、本件診断書の現症日における本件傷病による障害の状態(以下「本件障害」という。)が、国年令別表及び厚年年金保険法施行令別表第1に定める程度に該当すると認められるかどうかということである。

第2 審査資料

(略)

第3 事実の認定及び判断

- 1 (略)

- 2 (略)

- 3 前記のとおり認定した事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 国年令別表は、障害等級2級の障害給付が支給される障害の状態を定めているが、請求人の本件傷病による障害に関わると認められるものとしては、「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が定められている。

そして、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「障害認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考ええるものである。

- (2) 障害認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行っていないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。
- (3) 障害認定基準の第1章（以下「本章」という。）第10節／呼吸器疾患による障害によれば、呼吸器疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績（胸部X線所見、動脈血ガス分析値等）、一般状態、治療及び病状の経過、年齢、合併症の有無及び程度、具体的な日常生活状況等により総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたり安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定するとされ、呼吸器疾患は、肺結

核、じん肺及び呼吸不全に区分するとされている。また、本章第18節／その他の疾患による障害によれば、臓器移植の取扱いとして、臓器移植を受けたものに関わる障害認定に当たっては、術後の症状、治療経過及び検査成績などを十分に考慮して総合的に認定するとされていることから、請求人の本件傷病による障害については、呼吸不全に係る認定要領のみではなく、臓器移植を受けた状況を考慮して認定するのが相当と認められる。

そして、本章第10節／呼吸器疾患によれば、呼吸不全とは、原因のいかんを問わず、動脈血ガス分析値、特に動脈血O₂分圧と動脈血CO₂分圧が異常で、そのために生体が正常な機能を営み得なくなった状態をいうとされ、呼吸不全の主要症状としては、咳、痰、喘鳴、胸痛、労作時の息切れ等の自覚症状、チアノーゼ、呼吸促迫、低酸素血症等の他覚所見があり、検査成績としては、動脈血ガス分析値、予測肺活量1秒率及び必要に応じて行う運動負荷肺機能検査等がある。呼吸不全で障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として、下記のA表「動脈血ガス分析値」及びB表「予測肺活量1秒率」の検査成績が中等度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表（これは本件診断書の一般状態区分表のAないしオと同じ内容のものである。）のエ又はウに該当するもの、が掲げられ、呼吸不全の障害の程度の判定は、A表の動脈血ガス分析値を優先するが、その他の検査成績等も参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定するとされている。

A表 動脈血ガス分析値

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
1	動脈血O ₂ 分圧	Torr	70～61	60～56	55以上
2	動脈血CO ₂ 分圧	Torr	46～50	51～59	60以上

（注）病状判定に際しては、動脈血O₂分圧値を重視する。

B表 予測肺活量 1 秒率

検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
予測肺活量 1 秒率	%	40～31	30～21	20以上

また、常時（24時間）の在宅酸素療法を施行中のもので、かつ、軽易な労働以外の労働に常に支障がある程度のは3級と認定するが、臨床症状、検査成績及び具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定するとされている。

さらに、本章第18節／その他の疾患による障害によれば、その他の疾患による障害の程度は、全身状態、栄養状態、年齢、術後の経過、予後、原疾患の性質、進行状況等、具体的な日常生活状況等を考慮し、総合的に認定するものとされている。

- (4) そこで、本件診断書における本件傷病による障害の状態について、前記障害認定基準に照らしてみると、胸部X線所見は、繊維化、不透明肺、蜂巣肺が「高」、気腫化、胸郭変形が「軽」とされているものの、胸膜癒着、心縦隔の変形は「なし」とされ、一般状態区分表は「イ」とされ、臨床所見は、自覚症状は全て「無」で、栄養状態は「中」、ラ音が「一部」とされており、活動能力（呼吸不全）の程度は、階段を人並みの早さで登れないが、ゆっくりとなら登れるiiアと評価され、換気機能は障害認定基準で示されているA表及びB表の軽度異常にも該当していないことが認められ、酸素吸入は施行していないとされ、動脈血ガス分析は現症日の約1年前のものであり採用できず、現症時の日常生活活動能力及び労働能力において、日常生活を自立できているとされ、軽作業であれば就労も可能と考えられるとされている。しかし、他方において、〇年〇月の脳死左片肺移植術後、臓器移植後の拒絶反応を防ぐために使用される免疫抑制剤の影響によると考えられる肺真菌症を

〇年〇月に併発したため、右肺部分切除術を施行し、その後も抗真菌剤による治療が継続されており、免疫グロブリンの定期補充も行われていることが認められる。さらに、本件死亡診断書により認められるとおり、請求人は、本件診断書の現症日の数か月後には肺移植の治療に至った慢性呼吸不全が悪化し、その増悪により令和〇年〇月〇日に死亡していることを考慮すると、同現症日に改善していたように認められる障害の状態は、一時的なものであり、その前後の経過を全体としてみるならば、その現症日頃をも通じて、肺線維症及び肺真菌症による慢性的な呼吸不全状態及び移植後の免疫不全状態が継続していたと認めることができる。これらを総合的に判断すると、同現症日当ても障害等級2級の障害状態が継続していたとするのが相当である。

- (5) そうすると、障害の状態が、年金を受け取れる程度ではなくなったためとして、障害給付を停止した原処分は失当であり、請求人は、再認定後も障害等級2級に相当する障害給付が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。